

富士川町下水道

特 記 仕 様 書

特記仕様書

第1条 総則

1. 委 託 名： 富士川町下水道事業経営戦略改定支援業務委託
2. 工 期： 契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで
3. 対象事業： 富士川町下水道事業

第2条 趣 旨

本業務委託仕様書は、富士川町(以下「発注者」という。)が発注する標記業務に適用するものとし、下水道法、同法施行令、同法施行規則等その他関係法令に基づいて実施するものとする。

業務規定については、業務委託仕様書に定めるほか、特記仕様書に基づいて業務を実施するものとする。

第3条 業務内容

本業務は、平成 28 年度に策定した、下水道事業の「経営戦略」について、将来にわたり安定的に事業を継続していくために、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を改定するものである。

1. 事業概要の整理

富士川町下水道事業を対象に既存資料から資産の現状を把握する。

業務を遂行するにあたり必要となる資料リストを作成し、発注者から資料を借用により収集し、整理すること。

【主な収集資料】既存の経営計画、決算書、決算統計、予算書、起債償還データ、固定資産整理台帳データ、各種下水道計画統計

1.1. 下水道事業の概要

1.1.1. 事業の現況

- (1)「経営戦略」の策定を進める上で、まずは自らの経営の現状や課題を的確に把握する。
- (2)経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を把握する。
- (3)現状把握・分析に当たっては、経営及び施設の状況を表す経営指標を取りまとめた「経営比較分析表」を活用し、経年変化や類似団体との比較等の分析を行う。
- (4)富士川町下水道事業〔以下、下水道〕の現状

(5) 下水道整備状況

1.2. 将来の事業環境

将来の事業環境を把握する。

(1) 処理人口の予測

富士川町の将来人口を予測し、公共下水道の処理人口を予測する。

(2) 下水道有収水量の予測

有収水量の見通しについて予測する。

(3) 料金収入の見通し

適切な料金収入が見込まれる使用料単価を予測する。

(4) 施設の見通し

ストックマネジメント計画を利用した更新投資と修繕計画を立案する。

(5) 組織の見直し

今後の組織体制について検討する。

2. 経営の基本方針の検討

経営の基本方針について検討する。

2.1. 経営の基本方針

下水道事業経営の課題を解消し経営の健全性を目指す基本方針について検討する。

2.2. 計画期間

総務省では計画期間は10年以上を基本とすることとしているが、中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置付けられるものであり、平成28年度に策定した経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内の見直しを行う予定で、本計画においては既計画同様に10年とする。

令和8年度(2026)～令和17年度(2035)

3. 投資・財政計画の策定

経営戦略ガイドラインを参考とし、投資と財源の資産を行い、双方のバランスのとれた投資・財政計画の策定を行う。

3.1. 投資・財政計画

(1) スtockマネジメント計画を利用した更新投資と修繕計画について検証する。

(2) 投資・財政計画の策定を行い経営状況を検討する。

3.2. その他記載事項の整理

投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組や概要を示す。

4. 効率化・経営健全化の取組検討

(1) 収入改善に係る取組の検討

(2) 支出抑制に係る取組の検討

(3) その他の取組みの検討

5. 経営戦略の事後検証、更新(改定)等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新(改定)等に関する事項の検討を行う。

6. 使用料改定の必要性検討

今後の料金改定の必要性を検討するため、設定した使用料算定期間における原価計算表を作成する。

7. 経営戦略素案作成

上記までで検討した内容をとりまとめた経営戦略素案を作成する。

8. 報告書作成

8.1. 経営戦略(改定)報告書

検討結果をとりまとめて経営戦略(改定)報告書を作成する。

8.2. 概要(改定)版

8.3. 総務省提出書類

9. 打合せ・協議等

初回協議、中間(3回)協議、最終協議の5回とする。

第4条 管理技術者及び照査技術者

本業務は、専門性の高い業務であるため、管理技術者及び照査技術者は業務経験のある者でなければならない。

(1). 管理技術者は、技術士（上下水道部門：科目:下水道）の資格を有する者を配置するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(2). 照査技術者は、技術士（総合監理部門：科目:下水道）の資格を有する者を本業務の技術者として、配置し業務の各段階において条件及び基準と照合し成果品が技術的に適正且正確に作成されているかを審査すること。

※、なお、雇用保険者取得等確認通知書の写しを提出すること。

第5条 業務基本事項

1. 一般事項

(1)受託者は、監督員との連絡・協議を綿密に行い業務の円滑な進捗に努めるとともに、本仕様書に記載されていない事項でも、業務上必要と認められるものについては、受託者の責任において補完するものとする。

(2)受託者は、業務遂行にあたり質疑が生じた場合は監督員の指示によるものとする。

(3)受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

(4)受託者は、業務上知り得た秘密(個人情報を含む)を他人に漏らしてはならない。

なお、この契約期間後においても同様とする。また、受注者は本業務内で取り扱う個人情報や、貸与を受けるデータおよびシステムの情報保護、品質管理、環境保護の観点から、セキュリティ管理システムに確立されていることを証明しなければならない。

具体的には、以下の資格を取得しており、その証明として登録(写)を提出するものと

する。

- (1) ISO 9001 (品質マネジメントシステム)
- (2) ISO 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)

2. 作業事項

(1) 打合せ・協議等

打合せ・協議回数は特記仕様書による回数を基本とするが、受託者は発注者がその他業務上必要とし求めた場合や、関係機関との協議のため求めた場合などには基本回数に限らず必ず相互の日程を調整のうえ応じなければならない。

また、本業務における協議事項については、受託者が打合せ議事録に記録し発注者・受託者相互に確認するものとする。

第6条 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、富士川町（以下、発注者という）の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

- 1. 着手届
- 2. 工程表
- 3. 管理技術者届
- 4. 照査技術者届
- 5. 職務分担表
- 6. 業務計画書
- 7. 完了届
- 8. 納品書
- 9. 業務委託料請求書等

第7条 成果品

受託者は、下記に示す成果品を作成し提出しなければならない。

- 1. 下水道事業経営戦略(改定)報告書……………A4版 2部
- 2. 概要(改定)版……………A4版 2部
- 3. 総務省提出書類……………一式
- 4. 打合せ議事録……………一式
- 5. 電子データ ……………一式

第8条 準拠図書

業務は、下記に掲げる図書および発注者が指示するものを参考にして行うものとする。

また、これ以外の図書を使用する場合は、発注者の承諾を得るものとする。

- ①「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」H26.4.22〔総務省〕

- ②「公営企業の経営に当たっての留意事項について(本文)」 H26.8.29〔総務省〕
- ③「地方公営企業・第三セクター等に関する関係通知等の説明会」H26.9.12 資 2-1〔総務省〕
- ④「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会報告書」 H27.3〔総務省〕
- ⑤「地方公営企業等に関する説明会」H27.10.16 資料1〔総務省〕
- ⑥「経営戦略策定ガイドライン」 H31.3.29〔総務省〕
- ⑦「経営戦略策定・改定マニュアル」 R4.1.25〔総務省〕
- ⑧「経営戦略の策定に関する Q&A」 R4.1.25〔総務省〕
- ⑨「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議」 H28.1.26 資料 1-1、4〔総務省〕
- ⑩総財公第 10 号ほか「「経営戦略」の策定推進について」 H28.1.26 別紙 2〔総務省〕
- ⑪「第6回制度・地方行財政 WG」 H28.2.12 資料 3〔総務省〕
- ⑫策定済みの経営戦略の分析と見直し(次期改定)に向けた課題について
H30.10.30〔総務省〕
- ⑬汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について H30.1.17〔総務省〕
- ⑭各事業別 経営戦略ひな形様式 2-2〔総務省〕
- ⑮「経営戦略」の改定推進について R4.1.25〔総務省〕
- ⑯その他に発注者が指示するもの